

〈別紙1〉

訪問看護ステーションこだま 訪問看護サービス重要事項説明書  
(令和7年4月現在)

## 1. 事業者の概要

### (1) 名称等

- ◇事業者名 医療法人 東浩会
- ◇事業者所在地 岡山県津山市川崎 554-5
- ◇事業所名 訪問看護ステーションこだま
- ◇事業所開設年月日 平成11年1月1日
- ◇事業所所在地 岡山県津山市川崎 554-5
- ◇事業所電話番号 0868-26-0082 (FAX) 0868-26-0282
- ◇事業所管理者名 佐藤 優子
- ◇介護保険指定番号 第3360390037号(平成12年4月1日指定)

### (2) 事業の目的

医療法人東浩会が運営する訪問看護ステーションこだま(以下「当事業所」という。)が行う訪問看護サービス(以下「サービス」という。)の適切な運営を確保するために、人員及び運営規定に関する事項を定め、当事業所内の従事者が要支援状態、要介護状態にある利用者及び主治医が訪問看護を必要と認めた者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

### (3) 運営方針

当事業所は、利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)のニーズ等を十分に勘案し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適正なサービスが総合的に提供されるよう配慮して行います。

## 2. 職員の職種人員及び職務内容

区分	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1		事業所の総括・訪問看護業務
看護師	4	1	訪問看護業務
作業療法士		1	

## 3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日迄とする。但し、国民の祝日、盆休暇(8/13~15)、年末年始(12/31~1/3)を除く
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時
- (3) 緊急時は、電話等により24時間体制を整え対応します。(緊急時連絡先) 0868-26-0082

#### 4. 訪問看護計画書の作成等

- (1) 当事業所では利用者等の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。但し、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成します。
- (2) 当事業所では、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者等に対して説明し、同意を得るようにしています。

#### 5. 通常の事業の実施区域

津山市(旧阿波村除く)、奈義町、勝央町、美咲町(旧柵原町)、美作市(旧勝田町)及び鏡野町(旧鏡野町地区)です。

#### 6. 利用料金

- (1) 料金内容  
別表1のとおりです。
- (2) 支払い方法  
毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。お支払いの方法は、現金、銀行振込、口座引落(中国銀行、郵便局、津山信用金庫)の方法があります。

#### 7. サービス内容

- (1) 病状の観察(血圧・体温・呼吸数・脈拍数など)
- (2) 清潔のケア(排泄・入浴介助・清拭・洗髪など)
- (3) 食生活の援助(栄養指導など)
- (4) 寝たきりの方の介護(床ずれ予防と処置など)
- (5) 認知症の看護
- (6) 終末期におけるケア
- (7) 精神面への援助
- (8) かかりつけ医との連携
- (9) 日常生活動作の訓練指導
- (10) 日常生活用具の利用相談
- (11) 療養環境の整備・家族の介護・生活・精神面への支援
- (12) 諸サービス各種との連携
- (13) 医療的処置(各種カテーテル類の管理、在宅酸素療法管理、人工呼吸器・気管カニューレ管理、経管栄養管理など)

#### 8. 個人情報の取り扱い

利用者等の個人情報については、別紙11「患者さまならびに利用者さまの個人情報の取り扱いに関するご案内」による取り扱いを遵守します。

## 9. 苦情処理

### (1) 当事業所の苦情相談窓口

利用者等は、当事業所の提供する訪問看護サービス計画に対して苦情がある場合には、当事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができますのでご相談下さい。相談や苦情などは、苦情処理担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

【苦情処理担当者】 佐藤優子 電話(0868-26-0082)

【苦情受付時間】 08:30～17:00(但し転送電話により 24 時間連絡可能)

### (2) その他の窓口

#### ①岡山県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 (086-223-8811)

【受付時間】 8:30～17:00

#### ②津山市 社会福祉事務所 高齢介護課 (0868-32-2070)

【受付時間】 8:30～17:15

#### ③奈義町 こども・長寿課 (保健相談センター) (0868-36-6700)

【受付時間】 8:30～17:15

#### ④勝央町 健康福祉部 (0868-38-7102)

【受付時間】 8:30～17:15

#### ⑤美咲町 長寿しあわせ課 (0868-66-1115)

【受付時間】 8:30～17:15

#### ⑥美作市 保健福祉部 健康政策課 (0868-75-3912)

【受付時間】 8:30～17:15

#### ⑦鏡野町 総合福祉課 (0868-54-2986)

【受付時間】 8:30～17:15

## 10. 緊急時の対応

当事業所は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じます。

## 11. 事故発生時の対応

(1) 当事業所が、利用者等に対しサービスの提供をするため事故が発生した場合は速やかに、市町村、当該利用者等に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

(2) 当事業所は、利用者等に対しサービスを提供するため事故が発生した場合には、必要に応じ損害賠償を行います。

## 12. 身体的拘束等の原則禁止

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。身体的拘束等を行う場合には、利用者及び家族等に対し、行動制限の根拠、内容及び見込まれる期間について十分説明し、同意書にて同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症の発生及びまん延を防止できるよう下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置（管理者）

## 14. 虐待防止のための事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。また、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者等の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置（管理者）

## 15. 業務継続に向けた取り組み

当事業所は、感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者に対するサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

訪問看護ステーションこだまの訪問看護サービスを利用するにあたり、重要事項説明書、別表1「利用料金表」、別紙11「患者さまならびに利用者さまの個人情報の取り扱いに関するご案内」について、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<署名代行者>

住 所

氏 名

<身元引受人>

住 所

氏 名

医療法人 東浩会  
訪問看護ステーションこだま

重要事項説明担当者氏名 \_\_\_\_\_ (印)